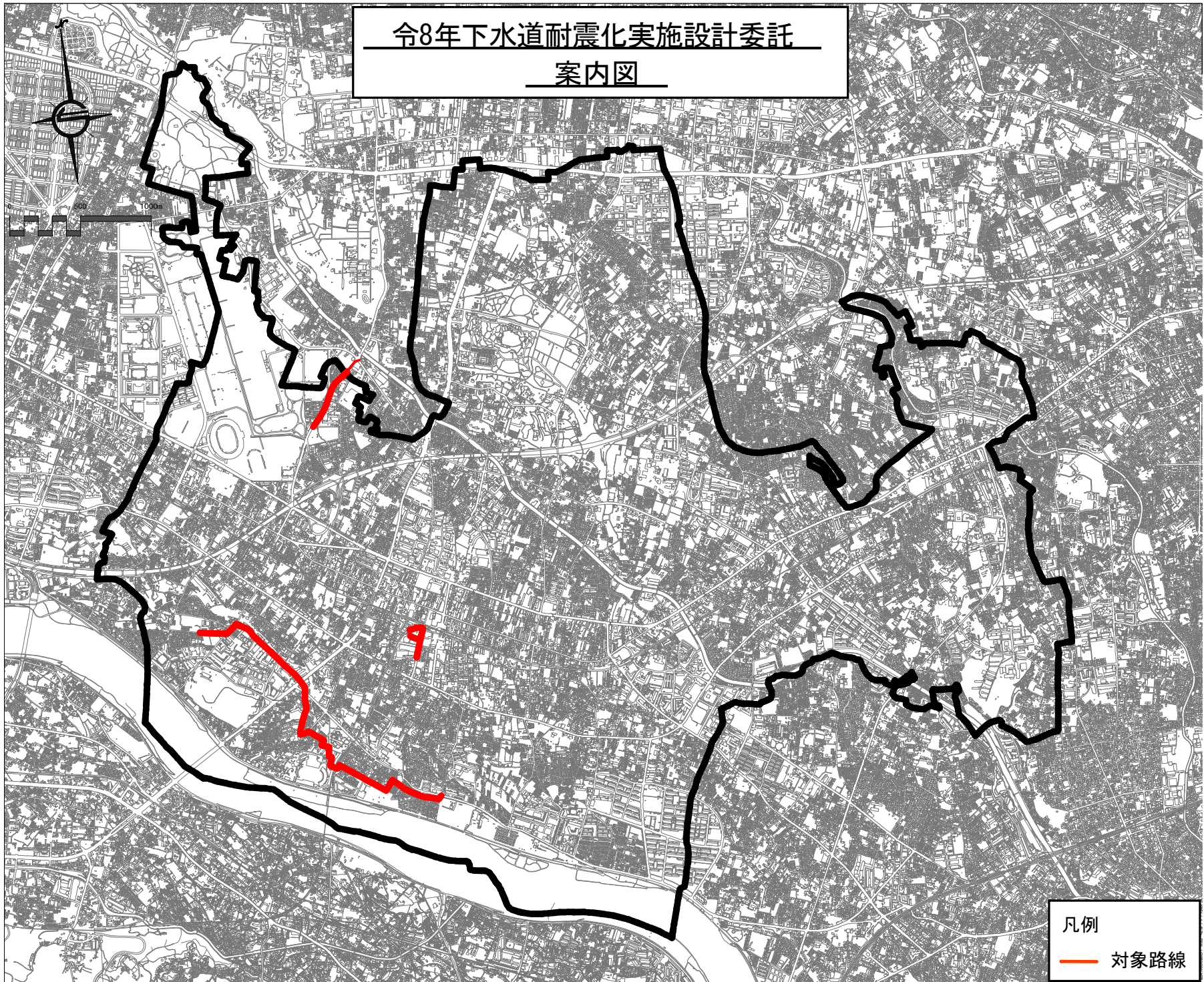


# 委 託 設 計 書

工事番号	K508205000	作成部課	調布市環境部下水道課	
作成月日	令和 8 年 4 月 13 日	路線名等		
委託件名	令8下水道耐震化実施設計業務委託		施工方法	委託
委託箇所	調布市小島町2丁目32番地先ほか2か所		工 期	令和8年10月30日 まで
委託理由	本委託は、調布市上下水道耐震化計画(下水道)に基づき、計画に位置付けられる施設から流域下水道接続点までの下水道施設の耐震化をするために実施するものであります。			
設計概要	下水道耐震化実施設計業務 マンホール管口耐震化 一式 マンホール浮上対策 一式 報告書作成 一式 設計協議 一式(中間3回)			

令8年下水道耐震化実施設計委託

案内図



凡例

— 対象路線

(K508207003-0)

支出科目	年度 令和 8 年度	会計 調布市下水道事業会計	款 004 資本的支出	
	項 01 建設改良費	目 01 管渠建設改良費	節 19 委託料	
委託金額	区 分		金 額 (円)	
	委 託 費		¥	
	内	業務価格計		¥
	訳			







第1号  
A00000000001 A01

# 業 務 別 内 訳 書

種 別	形 状	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
工 種						
内 訳	寸 法			円	円	
マンホール管口耐震化 1業務						
調査		1	式			
設計計画		1	式			
各種計算		1	式			
設計図作成		1	式			
数量計算		1	式			
照査		1	式			
対策工法の比較検討		1	式			
合 計		1	業務			

第2号  
A00000000001 A02

# 業 務 別 内 訳 書

種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価 円	金 額 円	摘 要
工 種 内 訳						
マンホール浮上対策 1業務						
調査		1	式			
設計計画		1	式			
各種計算		1	式			
設計図作成		1	式			
数量計算		1	式			
照査		1	式			
対策工法の比較検討	現場打ちマンホール	1	式			
合 計		1	業務			

# 特記仕様書

## 1 総則

### (1) 業務の目的

本委託業務（以下、「業務」という。）は、調布市上下水道耐震化計画（下水道）に基づき、計画に位置づけられる施設から流域下水道接続点までの下水道施設の耐震化工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

### (2) 委託概要

- ・委託場所  
調布市小島町2丁目3番地先ほか2か所
- ・対象延長  
調布市上下水道耐震化計画（下水道）に位置づけられた施設から排水を受ける下水経路の一部
- ・対象箇所  
マンホール管口部：48箇所  
浮上防止対象マンホール：11箇所
- ・耐震化対象施設  
下水道マンホール、マンホールと管きよの接合部

### (3) 仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行すること。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行すること。

### (4) 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

### (5) 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守すること。

### (6) 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとして中立性を保持するよう努めること。

### (7) 秘密の保持

受託者は、業務執行上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。

### (8) 公益確保の責務

受託者は、業務実施にあたって公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することが無いように努めること。

### (9) 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、契約約款に定めるもののほか、調布市環境部の定めた請負者提出書類処理基準に準じて書類を提出すること。

### (10) 許可申請

受託者は工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行うこと。

**(11) 管理技術者及び技術者**

受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置すること。

**(12) 測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS)**

受託者は、契約時又は変更時において契約金額が 100 万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は完了後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請すること。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを速やかに監督員に提出すること。なお、変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

**(13) 工程管理**

受託者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議すること。

**(14) 成果品の審査及び納品**

ア 受託者は、成果品完成後に発注者の審査を受けること。

イ 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正すること。

ウ 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、検査員の検査をもって、業務の完了とする。

エ 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合は、受注者はただちに当該業務の修正を行うこと。

**(15) 関係官公庁等との協議**

受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告すること。

**(16) 証明書等の申請**

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請によること。なお、委託業務完了後は、ただちに証明書を返還すること。

**(17) 疑義の解釈**

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は、本仕様書に定めのない事項については、受託者及び発注者双方の協議の上、これを定める。

**2 調査**

**(1) 資料収集**

業務上必要な管渠資料、地盤資料、地下埋設物およびその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査すること。

**(2) 現地踏査**

特記仕様書に示された設計対象区域について調査し、道路状況等現地を十分に把握すること。

**(3) マンホール内部の確認**

特記仕様書に示された設計対象施設について、マンホール内部を確認し、マンホール管口耐震化対策およびマンホール浮上対策の設置の可否、または、設置に支障となる障害物等を十分に把握すること。

### 3 設計一般

#### (1) 打合せ

ア 業務の実施に当って、受託者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認すること。

イ 設計業務着手時および設計業務の主要な区切りにおいて、受託者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認すること。

#### (2) 設計基準等

設計に当っては、発注者の指定する図書および本仕様書の準拠すべき図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者と協議の上、定めるものとする。

#### (3) 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、発注者との協議の上、これらの解決にあたること。

#### (4) 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出すること。

#### (5) 事業計画図書の確認

受託者は、2調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をすること。

#### (6) 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果簿、下水道台帳、道路台帳、既設管調査書、テレビカメラ調査書および調書等の資料を所定の手続きによって貸与する。

#### (7) 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記すること。

### 4 設計細則

実施設計ではマンホール浮上対策計画およびマンホール管口耐震化対策計画に基づく管路施設の実施設計を行い、工事着手に必要な図書を作成する。

#### (1) 調査

調査とは資料収集、現地踏査、マンホール内部の確認であり、内容は2調査のとおりとする。

#### (2) 設計計画

マンホール浮上対策計画およびマンホール管口耐震化対策計画で決定された内容に基づき、選定された最適工法についてマンホール浮上対策工法およびマンホール管口耐震化対策工法の計画を立案する。

対策工法の選定については、施工箇所の状況、その他関係資料等を考慮の上、工事の難易、経済性、工期等についての検討を行い、発注者と十分打合せの上、選定すること。

また、既存資料および調査結果から問題点を整理し、必要に応じて仮排水、仮設計画、換気計画および補助工法を検討する。

### (3) 各種計算

対策後のマンホール浮上対策およびマンホール管口耐震化対策に係る計算，必要に応じて，仮排水，仮設，換気，補助工法の計算および工程計算等を行う。

なお，構造計算，仮設計算，補助工法等の計算に当っては，発注者と十分打合せの上，計算方針を確認して行うこと。

### (4) 設計図の作成

作成する主要な設計図は次のとおりとする。

位置図，平面図，構造図，仮設図等

### (5) 数量計算

マンホールごとの浮上対策工および管口耐震化対策工，仮設，補助工法等の数量を算出する。

### (6) 施工法の比較検討

マンホールの形状・寸法，材質，地盤特性，施工環境，対策前の浮上計算および対策前のマンホールと管きよの接続部の計算，水量等を考慮して，適用可能なマンホール浮上対策およびマンホール管口耐震化対策の比較検討を行い，最適な施工法を決定する。

### (7) 報告書作成

報告書では，当該設計にかかるとりまとめの概要書を作成するものとし，その内容は，設計の目的，概要，位置，設計項目，設計条件，土質条件，埋設物状況，既存のマンホール内の状況，施工方法，工程表等を取りまとめるものとする。

## 5 照 査

### (1) 照査の目的

受託者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し，十分な比較検討を行うことにより，業務の高い質を確保することに努めるとともに，さらに照査を実施し，設計図書に誤りが無いよう努めること。

### (2) 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため，相当な技術経験を有する照査技術者を配置すること。

### (3) 照査事項

受託者は設計全般にわたり，以下に示す事項について照査すること。

ア 基本条件の内容について

イ 比較検討の方法および内容について

ウ 設計計画（設計方針および設計手法）の妥当性について

エ 各種計算書の適切性について

オ 各種計算書および数量計算書と設計図の整合性について

## 6 提出図書

### (1) 提出図書

提出図書については，次のものから必要に応じて選定する。

図 書 名	縮 尺 等	形状寸法・提出部数
(1)位置図	縮尺は監督員との協議により決定する。	原図一式，陽画 2 部
(2)系統図		〃
(3)平面図	〃	〃
(4)詳細平面図	〃	〃

(5)縦断面図	//	//
(6)横断面図	//	//
(7)構造図	//	//
(8)仮設図	//	A 4 又は A 3 2 部
(9)各種計算書	//	A 4 又は A 3 2 部
(10)数量計算書		//
(11)報告書		//
(12)工事特記仕様書		//
(13)打合せ議事録		A 4 2 部
(14)その他の資料		//
(15)上記電子媒体	<p>データ形式は、作成時の個別生データ（ワード、エクセル、JWW、DWG、DXF、JPEG、tiff形式）と報告書等を出図したPDF形式とする。他のCADフォーマットから変換して納品する場合は、線種・線幅・線色・レイヤー情報等が適切に変換された状態で納品すること。</p> <p>成果品の電子納品にあたっては、ウイルスチェックを行うこと。また、納品する媒体のラベルに、ウイルスチェックに関する情報として、①使用したウイルス対策ソフト名、②ウイルス（パターンファイル）定義年月日又は、パターンファイル名、③チェック年月日を記載すること。</p> <p>成果品に係る一切の権利は、原則として発注者である調布市に帰属するものとする。</p>	CD-R 又は DVD-R 3 部

## (2) 提出方法

提出図書の印刷向きはA 4 縦を基本とし、A 3 判の場合はA 4 綴じ折りとする。成果品の製本については黒表紙で文字入り、A 4 綴じ込みとする。

## (3) その他

上記で定める納品物による提出が困難な場合、別途監督員と協議し必要があると認められる場合に限り変更することができる。

また、委託上必要のない項目については、監督員承諾の上で省略することが出来る。

## 7 参考図書

本委託は、東京都建設局測量委託標準仕様書、同地質調査委託標準仕様書、同設計委託標準仕様書、東京都下水道局設計委託標準仕様書並びに本特記仕様書に基づいて行うものとする(東京都仕様書の中で東京都若しくは知事とあるものは、調布市若しくは市長と読み替えるものとする)ほか、下記の図書に準拠して行うこと。

これ以外の図書を使用する場合は、発注者の承諾を得ること。

- (1) 発注者の下水道構造標準図
- (2) 発注者の下水道設計基準
- (3) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン(国土交通省)

- (4) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル(案)(日本下水道協会)
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説(前編)(日本下水道協会)
- (6) 下水道維持管理指針(総論編・マネジメント編)(日本下水道協会)
- (7) 下水道維持管理指針(実務編)(日本下水道協会)
- (8) 下水道マンホール安全対策の手引き(案)(日本下水道協会)
- (9) 下水道施設改築・修繕マニュアル(案)(日本下水道協会)
- (10) 下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-(日本下水道協会)
- (11) 下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)
- (12) 下水道施設耐震計算例-管路施設編-(前編)(日本下水道協会)
- (13) 下水道施設耐震計算例-管路施設編-(後編)(日本下水道協会)
- (14) 合流式下水道越流水対策と暫定指針(日本下水道協会)
- (15) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(日本下水道協会)
- (16) 下水管きょ改築等の工法選定手引き(案)(日本下水道協会)
- (17) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き(旧下水道管路施設腐食対策の手引き(案))(日本下水道協会)
- (18) 下水道用マンホールふたの維持管理マニュアル(案)(日本下水道協会)
- (19) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル(案)(日本下水道協会)
- (20) 水理公式集(土木学会)
- (21) コンクリート標準示方書(土木学会)
- (22) 道路橋示方書・同解説(日本道路協会)
- (23) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル(下水道事業支援センター)
- (24) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～(下水道新技術推進機構)
- (25) 管きょ更生工法の品質管理技術資料(下水道新技術推進機構)
- (26) 管きょ更生工法(二層構造管)技術資料(下水道新技術推進機構)
- (27) 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル(下水道新技術推進機構)
- (28) 下水道用マンホール改築・修繕工法に関する技術資料(下水道新技術推進機構)
- (29) 衝撃弾性波検査法による管路診断技術資料(下水道新技術推進機構)
- (30) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル(案)(管路診断コンサルタント協会)
- (31) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携(管路診断コンサルタント協会編集(経済調査会))
- (32) 下水道管路管理マニュアル(日本下水道管路管理業協会)
- (33) 下水道管路管理積算資料(日本下水道管路管理業協会)
- (34) マンホールの改築及び修繕に関する設計・施工の手引き(案)(日本下水道管路管理業協会)
- (35) 管きょの修繕に関する設計・施工の手引き(案)(日本下水道管路管理業協会)
- (36) 取付け管の更生工法に関する設計・施工の手引き(案)(日本下水道管路管理業協会)

## 悪天時の安全管理に関する特記仕様書

1 受託者は、突発的な局所的集中豪雨に対しても調査の安全管理に万全を期するため、以下の作業中止基準を遵守すること。

### (1) 作業開始前

- ・当該施工箇所に、一滴でも雨が降っている場合、作業は開始しない。
- ・当該施工箇所に係る気象区域に、注意報または警報が発令されている場合、作業は開始しない。

### (2) 作業開始後

- ・当該施工箇所に、一滴でも雨が降れば、即刻作業を中断し、一時地上に退避する。
- ・当該施工箇所に係る気象区域に、注意報または警報が発令された場合、即刻作業を中断し、一時地上に退避する。
- ・退避に際しては、作業中の資機材を放置する。

### (3) 作業開始・再開の条件

作業の開始及び再開については、次の3項目の全てが確認されることを条件とする。

- ・当該施工箇所に雨が降っていないこと、また、当該施工箇所に係る気象区域に、注意報または警報が発令されていないことが確認されること。
- ・管内の水位を計測し、事前の調査に基づく通常水位と変わらないことが確認されること。
- ・作業着手前の安全確認について、作業計画書に定める事項の全てを完了すること。

2 受託者は、急激な気象変動などの気象情報を迅速に取得するため、気象担当者の携帯電話に、注意報及び警報の配信システムを配備すること。

3 受託者は、作業員が管内から地上に、安全かつ迅速に退避するため、人命の最優先を基本とし、ブザー付き回転灯等の配備、退避時の資機材放置及びこれらを盛り込んだ退避計画を作成し、作業計画書に記載すること。退避計画の基本事項は、次のとおりとする。

### (1) 作業中止基準の明示

### (2) ブザー付き回転灯の配備等、退避指示の確実な伝達方法

### (3) 退避時に放置する資機材などによる管内の状況や退避時間を考慮した退避ルートの決定

4 受託者は、不測の事態においても人命を確保するため、作業に先立ち、管内に人孔間を結ぶ救

助用ロープの設置，人孔への縄梯子の設置，安全帯の装着など，適宜，作業環境に応じた対策を組み合わせ，安全対策の充実を図らなければならない。